二　使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三・四　（略）

２　法第二十一条の五において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（削る）

（安全管理規程の内容）

**第二十三条の十一**　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4)～(6)　（略）

(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)・(11)　（略）

二　使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十三条において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三・四　（略）

２　法第二十三条において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

**第二十三条の六**　削除

（安全管理規程の内容）

**第二十三条の十一**　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　情報の伝達及び共有に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4)～(6)　（略）

（新設）

(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

（新設）

(8)・(9)　（略）